

2. 政令要綱

地方税法施行令等の一部を改正する政令要綱

[平18. 3. 28 閣議決定]

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 損害保険料控除を改組し地震保険料控除を設けることに伴い、その対象となるものの細目を定めること。（第7条の15の2、第7条の15の7、旧令第7条の15の8、第7条の15の12、第48条の7関係）
- 2 外国の所得税等の額を控除する場合における限度額を、道府県民税については国税の控除限度額に100分の12（現行100分の10）を乗じた額、市町村民税については国税の控除限度額に100分の18（現行100分の20）を乗じた額に改めること。（第7条の19、第48条の9の2関係）
- 3 個人の道府県民税の徴収取扱費の算定において納税義務者の数を乗ずる金額を3千円とすること。（第8条の3関係）
- 4 道府県が市町村に交付すべき利子割額を算出する際に当該道府県に納入された利子割額に相当する額に乗ずる率を100分の99（現行100分の95）に改めること。（第9条の14関係）
- 5 道府県が利子割を市町村に交付する場合において、交付時期ごとに交付すべき額を一定の期間に収入した利子割の収入額の100分の59.4（現行100分の57）に相当する額に改めること。（第9条の15関係）
- 6 道府県が市町村に交付すべき配当割額を算出する際に当該道府県に納入された配当割額に相当する額に乗ずる率を100分の99（現行100分の95）に改めること。（第9条の18関係）
- 7 道府県が配当割を市町村に交付する場合において、交付時期ごとに交付すべき額を一定の期間に収入した配当割の収入額の100分の59.4（現

行30分の19)に相当する額に改めること。(第9条の19、旧令附則第6条の2関係)

8 道府県が市町村に交付すべき株式等譲渡所得割額を算出する際に当該道府県に納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に乗ずる率を100分の99(現行100分の95)に改めること。(第9条の22関係)

9 道府県が株式等譲渡所得割を市町村に交付する場合において、交付時期ごとに交付すべき額を一定の期間に収入した株式等譲渡所得割の収入額の100分の59.4(現行30分の19)に相当する額に改めること。(第9条の23、旧令附則第18条の6の2関係)

10 個人の均等割を課することができないこととされる者の所得の限度額に係る基準を、35万円に一定の率を乗じて得た金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円(現行22万円)に一定の率を乗じて得た金額を加算した金額)に改めること。(第47条の3関係)

11 一定の場合において、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額を、その年度分の個人の道府県民税又は市町村民税に充当するものとするに伴い、当該控除不足額の充当又は還付をする場合における充当方法等について所要の見直しを行うこと。(第48条の9の3から第48条の9の6まで関係)

12 平成19年4月から平成24年3月までの各月において市町村が道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額のうち平成18年度までにおいて課したものに係る部分の額の算定に用いるあん分率の特例を設けること。(附則第5条の2関係)

13 平成19年度及び平成20年度において賦課決定をされた個人の道府県民税に係る徴収取扱費の算定において納税義務者の数を乗ずる金額を4千円とする特例を設けること。(附則第5条の3関係)

二 事業税

1 個人の事業税の課税対象事業から通訳案内業を除く措置を廃止するこ

と。(第10条の3関係)

- 2 法人の事業税の所得割の課税標準である各事業年度の所得を計算する場合において、特定株主等による特定支配関係を有することとなった欠損金額等を有する法人について、法人税の規定の例により青色欠損金の繰越控除制度を適用しないこととするために必要な読替えを定めること。

(第20条の3関係)

三 不動産取得税

- 1 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。(第36条の10関係)
- 2 介護保険法に規定する包括的支援事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる者の細目を定めること。(第36条の15関係)
- 3 商工会議所、日本商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会の事業用不動産に係る非課税措置について、その対象資産の範囲から職員の福利及び厚生のに供する不動産を除外すること。(第37条の9の4関係)
- 4 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定に基づく資金の貸付けを受けて事業協同組合等が取得する共同施設に係る課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から協同組合連合会及び商工組合が取得するものを除外すること。(第38条の2関係)
- 5 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置について、障害者の範囲に精神障害者である短時間労働者を追加すること。(附則第9条関係)
- 6 外貿埠頭公社の民営化に伴い、民営化会社が公社から承継する不動産に係る非課税措置について、その対象となる者の細目を定めること。(附則第24条関係)

四 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車について税率を軽減する特例措置について、その基準となるエネルギー消費効率をエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により経済産業大臣及び国土交通大臣が定める製造事業者等の判断の基準となるべき事項において運行に必要な装備をした状態における自動車の重量等の区分に応じて定められた基準となるエネルギー消費効率で総務省令で定めるものとする。

(附則第10条の2関係)

五 固定資産税及び都市計画税

- 1 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に係る固定資産税の非課税措置について、その対象となる資産の細目を定めること。(第49条の14関係)
- 2 介護保険法に規定する包括的支援事業に係る固定資産税の非課税措置について、その対象となる者の細目を定めること。(第49条の15関係)
- 3 本州と北海道を連絡する鉄道に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から北海道旅客鉄道株式会社が所有する鉄道施設を除外すること。(第52条の5の2関係)
- 4 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる者の細目を定めること。(附則第11条関係)
- 5 心身障害者多数雇用事業所用の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、障害者の範囲に精神障害者である短時間労働者を追加すること。(附則第11条関係)
- 6 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる設備の細目を定めること。(附則第11条関係)
- 7 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づく信頼性向上

施設整備事業により新設した一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる設備の細目を定めること。（附則第11条関係）

- 8 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる設備の細目を定めること。

（附則第11条関係）

- 9 アクセス管理者が電気通信回線を通じた電子計算機の障害の防止のために取得した一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる者の細目を定めること。（附則第11条関係）

- 10 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる特定特殊自動車の細目を定めること。（附則第11条関係）

- 11 外資埠頭公社の民営化に伴い、民営化会社が公社から承継する一定の固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる者の細目を定めること。（附則第11条関係）

- 12 既存住宅を耐震改修した場合の当該住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる耐震改修の費用の下限、当該耐震改修後の住宅が満たすべき耐震基準の細目及び減額対象となる固定資産税額の算定方法の細目を定めること。（附則第12条関係）

- 13 新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置について、その対象となる地域及び家屋の細目を定めること。（附則第12条の2関係）

- 14 新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得され、又は改良された償却資産に係る固定資産税の課税標

準の特例措置について、その対象となる地域及び償却資産の細目を定めること。（附則第12条の2関係）

六 軽油引取税

- 1 元売業者の指定の取消しの要件に、法第700条の22の3第2項又は第3項の罪に当たる行為をしたことを追加するものとする。（第56条の5の3関係）
- 2 仮特約業者の指定の取消しができる場合に、法第700条の22の3第2項又は第3項の罪に当たる行為をした場合を追加するものとする。（第56条の5の5関係）
- 3 特約業者の指定の取消しの要件に、法第700条の22の3第2項又は第3項の罪に当たる行為をしたことを追加するものとする。（第56条の5の7関係）

七 事業所税

- 1 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に対する非課税措置について、その対象となる施設の細目を定めること。（第56条の26の5関係）
- 2 公害の防止又は資源の有効な利用のための施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その対象から容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する特定事業者が再商品化の用に供する施設を除外すること。（第56条の53関係）
- 3 公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設に対する課税標準の特例措置について、その対象から容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する特定事業者又は指定法人から委託を受けて再商品化を業として行う者及び指定法人が行う再商品化の事業の用に供する施設並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する自動車製造業者等又は指定再資源化機関から委託を受けて自動車破碎残さの再資源化を業として行う者が行う再資源化の事業の用に供する施設を除外すること。（第56条の53の2関係）

- 4 心身障害者を多数雇用する事業所等に対する資産割の課税標準の特例措置について、障害者の範囲に精神障害者である短時間労働者を追加すること。（第56条の68関係）

八 国民健康保険税

介護納付金課税額に係る課税限度額を9万円（現行8万円）に引き上げること。（第56条の88の2関係）

九 その他

- 1 不申告加算金について、申告書の提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる一定の場合で、かつ、申告書の提出期限から2週間以内に行われる場合に不申告加算金を課さないこととする措置について、申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる要件を定めること。（第9条の13、第9条の17、第9条の20の2、第33条の3、第39条の14、第40条、第45条の2の3、第48条の18、第53条の5、第54条、第54条の48の3、第54条の60、第55条の5の2、第56条の12の2、第56条の13の2、第56条の80、第56条の90、第56条の93関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 国税収納金整理資金に関する法律施行令に関する事項

3兆94億円（現行1兆1,159億円）に相当する金額を交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に係る所得税に係る組入金とすること。（附則第21項関係）

第三 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令に関する事項

国又は地方公共団体が財団法人日本国際博覧会協会に無償で貸し付ける固定資産で2005年日本国際博覧会の会場内において当該博覧会の用に供するものについて、市町村交付金の交付対象から除外する特例措置の適用期限を平成19年度分まで延長すること。（附則第8項関係）

第四 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。

- 2 前記第一の五の6、7及び8並びに第一の六の改正は平成18年6月1日から、第一の三の1、第一の五の1及び2並びに第一の七の1の改正は平成18年10月1日から、第一の一の2の改正は平成19年1月1日から、第一の一の3から9まで及び11から13までの改正は平成19年4月1日から、第一の一の1の改正は平成20年1月1日から、第一の三の6及び第一の五の11の改正は海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の五の10の改正は特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行の日から、その他の改正は平成18年4月1日から施行すること。

3. 附帯決議

(1) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平18. 3. 2 衆議院総務委員会]

政府は、地方自治体への税源移譲こそが地方財政の自立に向けた改革の基本であることにかんがみ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点に立って、3兆円の税源移譲に終わることなく、今後もなお一層、国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直すことにより地方税源の充実強化に努め、もって、地方が自らの判断と自らの財源によって創意工夫に富んだ地域づくりを行える個性豊かで活力に満ちた地方主権型社会への転換を図ることについて十分配慮すべきである。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平18. 3. 27 参議院総務委員会]

政府は、国民がゆとりと豊かさを実感できる個性と活力に満ちた地域主権型社会への転換を図ることができるよう、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、課税自主権を尊重しつつ、地方が自らの判断と財源によって創意工夫に富んだ地域づくりを行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、税源移譲を含め国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の拡充強化を図ること。

二、地方への税源移譲については、三兆円の税源移譲に終わることなく、税源偏在の少ない安定的な地方税体系を確立する方向で今後も改革を進め、地方公共団体の裁量権・自主判断権を拡充すること。また、適正な徴収を確保するための体制整備に努めること。

三、固定資産税は、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえ、その安定的確保と課税の公平の観点から、負担水準の均衡化・適正化を推進するとともに、納税者の負担感にも配慮すること。

四、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

(参考)

1. 平成17年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例
に関する法律案要綱

[平成18. 2. 9 衆議院財務金融委員会]

一 所得税及び法人税の臨時特例

平成17年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等
について、税制上次の軽減措置を講ずるものとする。

1 個人が交付を受ける同交付金等については、一時所得の収入金額とみなすこと
に、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみな
す。 (第1条関係)

2 農業生産法人が交付を受ける同交付金等については、圧縮記帳の特例を設け、
交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる
場合には、圧縮額を損金に算入する。 (第2条関係)

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行するものとする。 (附則第1項関係)

2 平成6年度の水田農営活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特
例に関する法律を廃止するものとする。 (附則第2項関係)

2. 平成17年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令要綱

〔平成18. 2.14 閣議決定〕

1 法人税の特例に関する事項

平成17年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、農業生産法人が圧縮記帳の特例の適用を受ける場合の手続の細目として、次につき規定を設けることとする。

- (1) 圧縮記帳の経理の方法等（第1条関係）
- (2) 水田農業構造改革交付金等の交付を受けた日の属する事業年度内に固定資産の取得又は改良をしなかった場合の特別勘定の設定及びその処理の方法（第2条関係）

2 施行期日等

- (1) この政令は、公布の日から施行することとする。
- (2) 平成6年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の廃止に伴い、同法に基づく政令を廃止することとする。

二 税制改正関係法律案等の審議経過

〔第164回国会（通常国会）〕

会期：18.1.20～18.6.18

区 分 法 案 名 等		内 閣		国 会 提 出	衆 議 院							参 議 院							公 布	
		次 官 会 議	閣 議		趣 旨 説 明	委 員 会				本 会 議 可 決	趣 旨 説 明	委 員 会				本 会 議 可 決	月 日	番 号		
						付託	提案 理由	審 査 月 日	可決			付託	提案 理由	審 査 月 日	可決					
所得税法等の一部を改正する等の法律案		2/2	2/3	2/3	2/16	※1 2/16	2/24	2/24, 27	(附帯) 3/2	3/2	3/10	※2 3/10	3/14	3/16, 22, 23	(附帯) 3/27	3/27	3/31	10		
地方税法等の一部を改正する法律案		2/6	2/6	2/7	2/17	(総務) 2/23	2/24, 27, 28	(附帯) 3/2	3/2	3/10	(総務) 3/13	3/14	3/16	(附帯) 3/27	3/27	3/31	7			
平成18年度税制改正の大綱		12/19	12/20																	
平成18年度税制改正の要綱		1/16	1/17																	
参 																				

※1 財務金融委員会、※2 財政金融委員会